【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】関東財務局長【提出日】2013年12月19日【会社名】株式会社日立製作所

【英訳名】 Hitachi, Ltd.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 中西 宏明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

【電話番号】 03-3258-1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 海保 太郎 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号

【電話番号】 03-3258-1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 海保 太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当会社は、2013年6月12日、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、当会社と三菱重工業株式会社(以下、「三菱重工」といいます。)の火力発電システムを主体とする事業の統合(以下、「本事業統合」といいます。)について臨時報告書を提出しました。その後、2013年8月1日、当該臨時報告書において未定としていた内容等について開示するため、また、2013年12月13日、記載事項の一部を変更するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しました。

当会社及び三菱重工は、2013年12月18日、本事業統合の効力発生日を変更することを決定したことから、上記臨時報告書 (上記の訂正報告書によって訂正されたものをいいます。)の記載事項の一部を変更するため、金融商品取引法第24条の5第 5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 2 報告内容
 - (2) 本事業統合の日程

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 本事業統合の日程

2013年6月11日 本統合契約書締結

2013年7月31日 本吸収分割契約書締結

2014年1月1日(予定) 効力発生日

本会社分割は、当会社及び三菱重工の両社において会社法第784条第3項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株主総会における承認を得ずに行う見込みです。

(訂正後)

(2) 本事業統合の日程

 2013年6月11日
 本統合契約書締結

 2013年7月31日
 本吸収分割契約書締結

2014年2月1日(予定) 効力発生日

本会社分割は、当会社及び三菱重工の両社において会社法第784条第3項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株主総会における承認を得ずに行う見込みです。

以上